

報告第 5 号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 5 日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和７年５月２２日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例（平成１７年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第３条第２号中「第５条第１４項」を「第５条第１５項」に改め、同条第３号中「第５条第１８項」を「第５条第１９項」に改める。

第１８条第１項中「同条第２項第３号」を「同条第２項第４号」に改める。

附 則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。